"火災に係る主な判決例"

発生年月日	火災名 「都道府県」	死 傷 者 数	判 決 概 要
昭和57年2月8日	千代田区ホテル火災「東京都」	死者:33人 傷者:34人	 ・ホテル代表取締役(管理権原者) 禁錮3年 ・最高裁 平5.11.25確定 ・支配人兼総務部長(防火管理者) 禁錮1年6月(執行猶予5年) ▽東京地裁 昭62.5.20確定
昭和 58 年 2 月 21 日	山形市ホテル火災 「山形県」	死者:11人 傷者:2人	・社長(防火管理者) 禁錮2年(執行猶予3年) ☞山形地裁 昭60.5.8 確定
昭和61年2月11日	東伊豆町ホテル火災「静岡県」	死者:24人	 ・実質的経営者(管理権原者) 禁錮2年 ・仲番頭(防火管理者) 禁錮1年(執行猶予3年) ・評静岡地裁 平5.3.11 確定
平成2年3月18日	尼崎市スーパーマー ケット火災 「兵庫県」	死者:15人 傷者:6人	・店長(管理権原者) ・総務マネージャー(防火管理者) 禁錮2年6月(執行猶予3年) ☞神戸地裁 平5.9.13 確定
平成 13 年 9 月 1 日	新宿区ビル火災「東京都」	死者:44人 傷者:3人	 ・建物所有者取締役(管理権原者) 禁錮3年(執行猶予5年) ・代表取締役(管理権原者) 禁錮3年(執行猶予5年) ・テナント経営者(管理権原者) 禁錮3年(執行猶予5年) ・テナント店長(防火管理者) 禁錮2年(執行猶予4年) ・テナント経営者(管理権原者) 禁錮3年(執行猶予5年) ・愛東京地裁 平20.7.2 確定

平成 19 年 1 月 20 日	宝塚市カラオケボッ クス火災 「兵庫県」	死者:3人 傷者:5人	・経営者(管理権原者) 禁錮4年 ⇒大阪高裁 平20.7.3 確定 ・アルバイト従業員 禁錮1年6月 ⇒神戸地裁 平19.10.22 確定
平成 21 年 3 月 19 日	渋川市高齢者施設火 災 「群馬県」	死者:10人 傷者:1人	 ・元理事長 禁錮 2 年(執行猶予 4 年) 診前橋地裁 平 25 年 1.18 確定 ・元施設長 無罪 診前橋地裁 平 25.1.18 確定
平成21年11年22日	杉並区ビル火災「東京都」	死者: 4人 傷者: 12人	 ・建物所有者 禁錮1年8月(執行猶予3年) ▽東京地裁 平25.2.13 判決 ・防火管理者 禁錮1年8月(執行猶予3年) ▽東京地裁 平25.2.13 判決 ・元居酒屋経営者 禁錮2年6月(執行猶予5年) ▽東京地裁 平25.2.13 判決
平成 24 年 5 月 13 日	福山市ホテル火災 「広島県」	死者:7人 傷者:3人	・ホテル運営会社 元社長 禁錮3年(執行猶予5年) ③広島地検 平29.1.25